

# 利用上の注意

## 1 事業所に関する集計、企業等に関する集計

(1) 事業所に関する集計は、全ての事業所を対象に、詳細な事項について、地域別（全国、都道府県、市区町村等）に事業所数、従業者数及び売上（収入）金額などを集計したものです。

企業等に関する集計は、経営組織が個人経営、外国の会社を除く株式・有限・相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社並びに会社以外の法人を対象に、詳細な事項について、地域別（全国、都道府県、市区町村等）に企業等数（又は企業数）及び売上（収入）金額などを集計したものです。

### <事業所に関する集計の集計対象>

民営	法人	会社	株式・有限・相互会社
			合名会社・合資会社
			合同会社
			外国の会社（本社が外国にある会社）
	会社以外の法人		
個人経営			
法人でない団体			
国・地方公共団体	国		
	地方公共団体	都道府県	
		市区町村	
		一部事務組合	

### <企業等に関する集計の集計対象>

企業等	法人	会社企業	株式・有限・相互会社
			合名会社・合資会社
			合同会社
		会社以外の法人	
個人経営			

2 調査は、以下に掲げる事業所を除く事業所について行いました。

- (1) 日本標準産業分類 A（農業、林業）に属する個人経営の事業所
- (2) 日本標準産業分類 B（漁業）に属する個人経営の事業所
- (3) 日本標準産業分類 N（生活関連サービス業、娯楽業）のうち、小分類 792－家事サービス業に属する事業所
- (4) 日本標準産業分類 R（サービス業（他に分類されないもの））のうち、中分類 96－外国公務に属する事業所

3 売上（収入）金額は平成 25 年 1 年間、経営組織、従業者数等の売上（収入）金額以外の事項は平成 26 年 7 月 1 日現在の数値です。

- 4 売上（収入）金額は、以下の産業においては、事業所単位の把握ができないため、全産業に係る集計は企業等に関する集計で行いました。  
※「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」
- 5 売上（収入）金額については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業等）を対象として集計しました。
- 6 調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて精査し、平成 24 年経済センサス-活動調査等を基に補足訂正を行った上で結果表として集計しました。
- 7 該当数字がないもの及び分母が 0 のため計算できないものなどは「－」又は「\*\*\*」としました。  
売上（収入）金額は、表章単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。  
また、「x」は、集計対象となる事業所（企業等）が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れる恐れがある場合に該当数値を秘匿した箇所です。また、集計対象が 3 以上の事業所（企業等）であっても、集計対象が 1 又は 2 の事業所（企業等）の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」としました。
- 8 産業分類は、原則として平成 25 年 10 月改定「日本標準産業分類」の小分類項目を用いていますが、一部については更に分割しています。
- 9 「1km<sup>2</sup>当たり」の算出に用いた面積は、国土交通省国土地理院「平成 25 年全国都道府県市区町村別面積調」によります。
- 10 本書は、政府統計の総合窓口(e-Stat) (<http://www.e-stat.go.jp/>) より、「平成 26 年経済センサス-基礎調査」を姫路市が独自に取りまとめたものです。